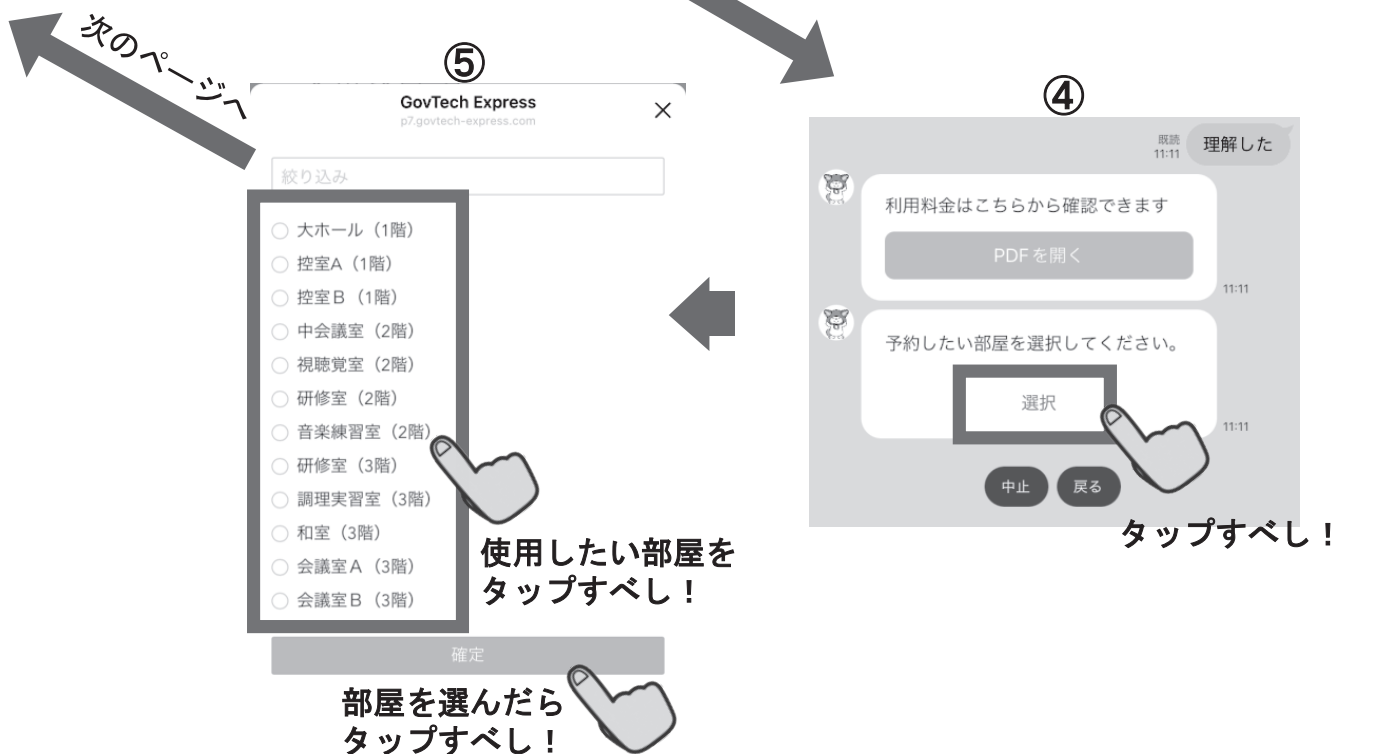
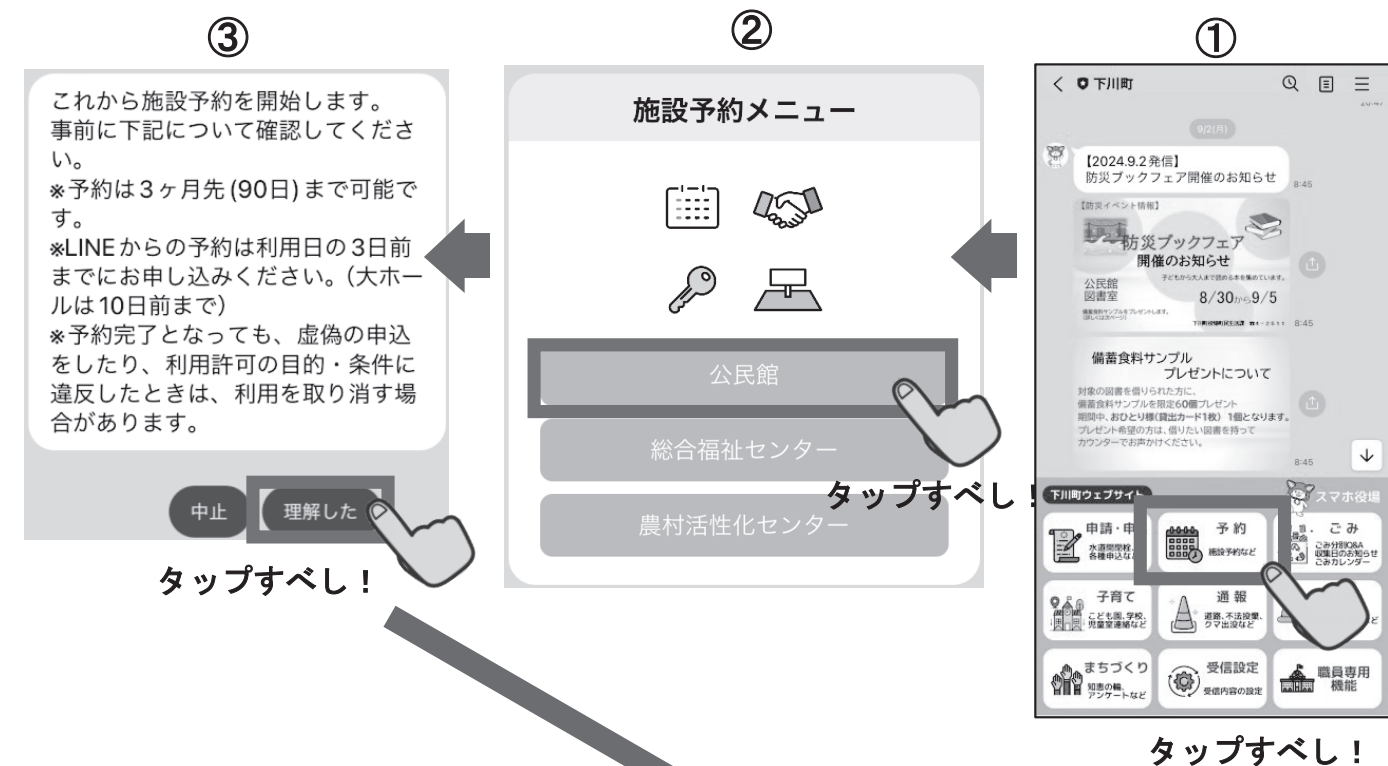




その後は、備品の有無、使用目的、氏名、住所などを聞かれるので、項目の選択や文字入力で回答すべし！



Q 公民館の会議室を予約するには、どうしたらいいの？



次のページへ

情報通信環境が未整備の世帯への支援について

7月に実施した情報通信環境把握調査で、町が行政情報告知端末の運用を終了することによって、町からのデジタル情報を受けることが出来ないと回答された世帯に対して最大6万円の支援を行います。

現在、支援対象世帯の皆様に対して、個別に対応させていただいております。

支援対象世帯	行政情報告知端末を設置している世帯
要件	令和6年4月1日現在において、次の①～③の全てに該当する世帯が対象となります。 ① 情報通信環境が未整備の世帯 ② テレビを所有していない世帯 ③ 世帯を構成する者全員がそれぞれインターネット回線を利用していない世帯
支援内容・助成額	令和6年度中に新たに情報通信環境を整備した世帯に対して、1世帯当り上限6万円を支給
その他	補助申請時において、契約書類等により要件確認を行います。